

近畿地方におけるバス交通サービスの規制緩和と地方自治体の対応

井上 学

本研究は、自治体が運行するバス交通の供給に関する地域的な差異と要因を検討した。規制緩和の実施と補助金制度の変更に対し、自治体がどのような対応を行ったか近畿地方を事例として明らかにした。

国による補助制度や規制緩和に影響を受けて自治体によるバスの運行事例は増加した。自治体が運行するバスは、縁辺地域ではアクセシビリティの維持を、都市域ではアクセシビリティの向上を目的に運行しているという差異がみられた。それは運行本数や、運賃制度に反映されている。そして、中間地帯では当初、アクセシビリティの維持に努めていたが、コミュニティ型のバスの事例に影響され、運行本数や運賃制度の改善を行いアクセシビリティの向上を目指すようになった。また、どの地域においても、サービス普及の近隣効果が確認された。

民間事業者や自治体がバス交通サービスを供給できない地域においては、住民組織や非営利組織が路線バスの導入に重要な役割を果たすことが明らかとなった。

規制緩和の影響を検討するために、新規参入事業者と公営バスの対応を明らかにした。新規事業者は既存の事業者がカバーできなかった地域のアクセス改善を目的として結果として参入を果たした。これに対して、公営バス事業者は、直接的な競争よりも、実質運賃の低下という対抗策をとった。京都市では、バス交通市場のコンテストブル性が確認された。

以上の近畿地方の事例から得られた自治体が運行するバス交通の地域特性を、日本全体に適用可能か否か検討した。その結果、³大都市圏を有する関東地方や中部地方では、近畿地方のモデルが適用できた。その他の地域では、道県レベルにおいて近畿地方のモデルが適用可能であった。

日本における自治体が運行するバス交通は、様々な制度がある中から特定の運行方法が選択されているが、その選択は必ずしも適切とはいえない。今後、自治体内で完結する公共交通手段の確保は当該自治体の責任となることから、サービス供給方法の選択はより重要性を増す。本研究から明らかとなったように、近隣自治体や全国的に注目される先行事例をそのまま受け入れるのではなく、地域の状況に応じた運行が求められる。その時に住民組織や非営利団体の活躍が望まれる。